

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸

野付風蓮ゾーン(羅臼町・標津町界～トフケナイ岬)

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		大 項 目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
野付風蓮ゾーン	3/6	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	別海町	31	野付	野付地先	水管理・国土保全局	①-6	護岸	◎	-	-	775	+3.5～+4.0 (+4.0)	別海町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	32							尾岱沼	尾岱沼地先	水管理・国土保全局	①-7	護岸	◎	-	-	363	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	32							尾岱沼	尾岱沼地先	水管理・国土保全局	①-8	護岸	◎	-	-	788	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	32							尾岱沼	尾岱沼地先	水管理・国土保全局	①-1	護岸	◎	-	-	5,220	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												護岸	○	1,830	+2.8～+3.3	1,830	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												消波堤	-	2,240	+1.1～+3.9	2,240	+1.1～+3.9			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												堤防	-	380	+1.9～+3.2	380	+1.9～+3.2			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												突堤	-	6基170	+1.2～+1.4	6基170	+1.2～+1.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												離岸堤	-	1基40	+2.0	1基40	+2.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	32							尾岱沼漁港	尾岱沼地先	水産庁	①-9	護岸	◎	-	-	804	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												護岸	○	321	+1.9～+3.2	321	+2.9～+5.5 (+5.5)	住宅地		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
												33	床丹漁港	床丹地先	水産庁	①-2	護岸	◎		-	-	389	+4.0～+5.5 (+5.5)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																	護岸	○		711	+3.5～+3.8	711	+4.0～+5.5 (+5.5)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	4/6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

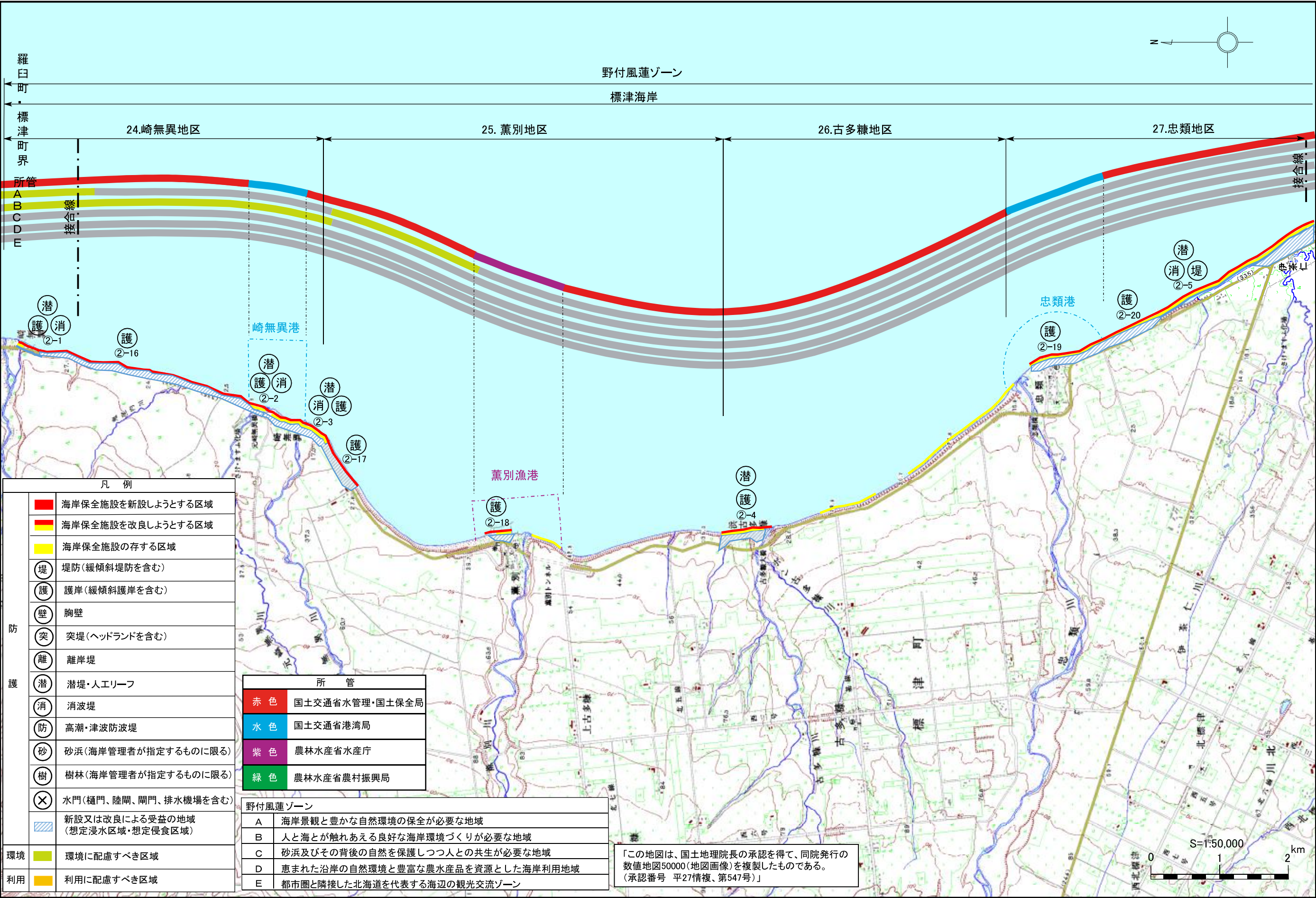
根室沿岸

野付風蓮ゾーン(羅臼町・標津町界～トフケナイ岬)

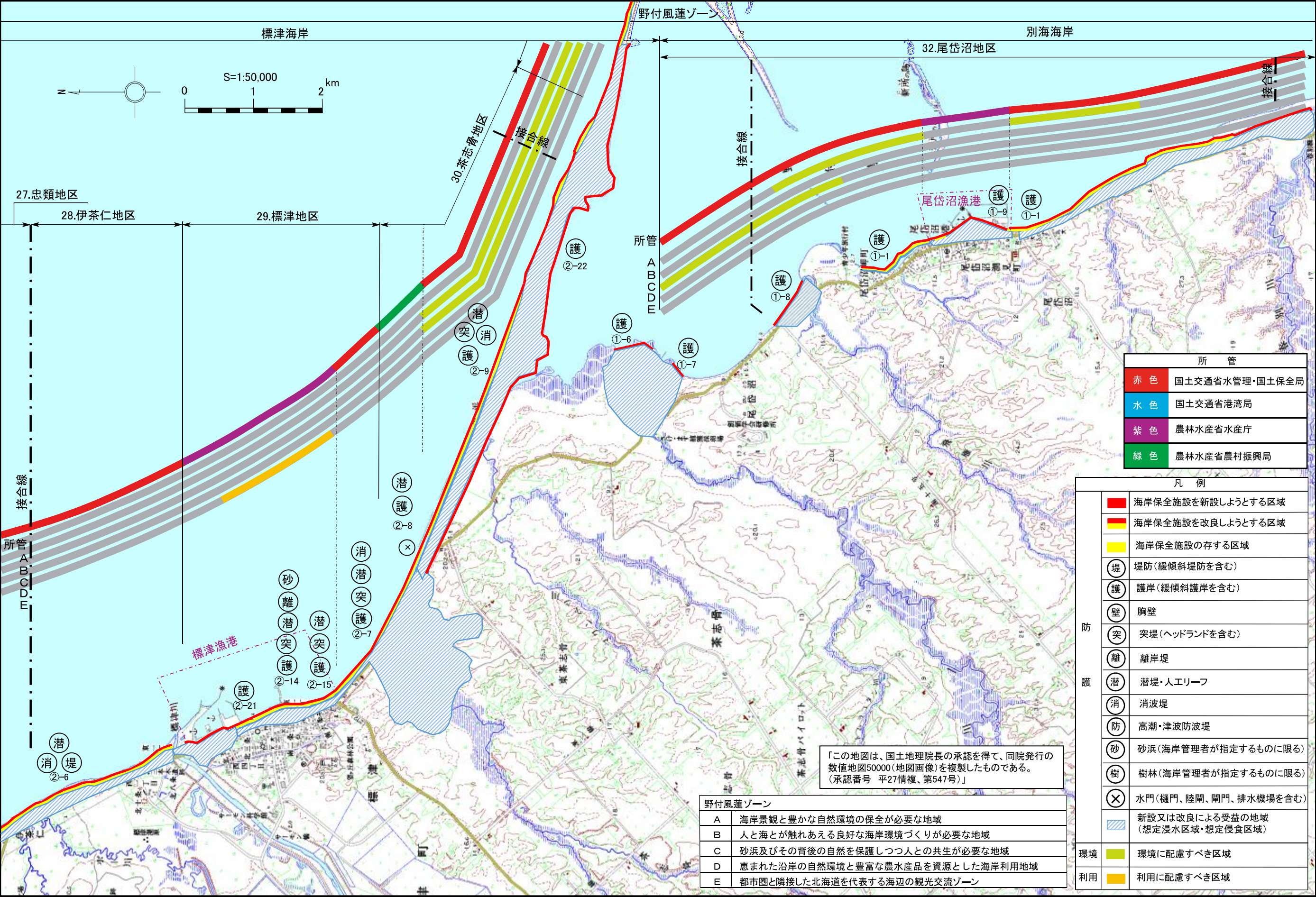
ゾーン 区分	図面番号	大 目 目	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項												維持又は修繕の方法																																																																																																																						
			小 項目	事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況																																																																																																																							
							市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		地域	状況																																																																																																																				
1/6	1/6							26	古多糠	古多糠地先	水管理・国土保全局	②-4	護岸	○	500	+4.3	500	+4.0～+5.3 (+4.0)	標津町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													潜堤	◎	-	-	600	-1.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													消波堤	-	1,790	+1.1～+3.7	1,790	+1.1～+3.7			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													堤防	-	430	+5.6	430	+5.6			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													突堤	-	7基90	+2.4～+3.9	7基90	+2.4～+3.9			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													1/6～2/6										27	忠類港	忠類地先	港湾局	②-19	護岸	-	1,320	-	1,320	-	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																						
																												27	忠類	忠類地先	水管理・国土保全局	②-20	護岸		◎	-	-	805	+4.0 (+4.0)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																
																												2/6									27	忠類	忠類地先	水管理・国土保全局	②-5	潜堤	◎	-	-	1,800	-1.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										堤防	○	210	+5.2	210	+4.5～+6.2 (+4.0)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										消波堤	○	1,800	+1.8～+4.2	1,800	+2.8～+5.2		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										消波堤	-	410	+1.8～+4.2	410	+1.8～+4.2		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										護岸	-	200	+4.1～+5.6	200	+4.1～+5.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										突堤	-	11基490	+1.7～+3.8	11基490	+1.7～+3.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										2/6													28	伊茶仁	伊茶仁地先	水管理・国土保全局	②-6	堤防	○	2,600	+4.9～+5.2	2,600	+5.5～+6.2 (+4.0)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												潜堤	◎	-	-	2,800	-1.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												消波堤	○	320	+2.6～+3.5	320	+3.6～+5.5		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												突堤	-	19基450	+1.8～+2.6	19基450	+1.8～+2.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												2/6～3/6													29	標津漁港	標津地先	水産庁	②-21	護岸	◎	-	-	1,025	+4.0 (+4.0)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																				
																																																																														29	標津	標津地先	水管理・国土保全局	②-7	護岸		○	1,012	+3.6	1,012	+4.0～+4.6 (+4.0)	住宅地・農地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																																																			潜堤		○	150	-1.0	150	-1.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																																																			突堤		○	1基20	+2.3	1基20	+3.3～+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																																																			消波堤		◎	-	-	1,012	+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																																																			離岸堤		-	9基1210	+2.0～+3.0	9基1210	+2.0～+3.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																																																			2/6～3/6														30	茶志骨	茶志骨地先	農振局	②-8	潜堤	◎	-	-	1,539	0.0	農用地	・日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																												
離岸堤	-	30基1,728	+2.9～+4.6	30基1,728	+2.9～+4.6	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																			
30	茶志骨	茶志骨地先	水管理・国土保全局	②-9	護岸	○	1,539	+4.1	1,539	+5.1 (+4.0)	住宅地・農地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																													
					消波堤	-	1,512	+3.5	1,512	+3.5		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																													
					樋門	-	1ヵ所	-	1ヵ所	-		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																													
					3/6																																																																																																				30	茶志骨	茶志骨地先		水管理・国土保全局	②-9	護岸	○	2,400	+4.6～+4.7	2,400	+5.0～+5.7 (+4.0)	住宅地・農地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																			
													消波堤	○	5,030	+1.5～+3.9	5,030	+2.5～+5.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													潜堤	◎	-	-	5,329	-1.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													堤防	-	450	+4.9～+5.0	450	+4.9～+5.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																				
													3/6														30	茶志骨	茶志骨地先	水管理・国土保全局	②-9	突堤	○	38基1170	+0.9～+1.6	38基1170	+1.9～+5.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																		
																																離岸堤	-	12基1140	+2.0	12基1140	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																		
																																3/6																																																																																	31	野付	野付地先	水管理・国土保全局		②-10	護岸	◎	-	-	10,330	+5.5 (+4.0)	別海町の一部	道立自然公園	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
																																																																																																																							護岸	○	260	+4.0	260	+5.0～+5.5 (+4.0)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
																																																																																																																							消波堤	○	5,510	+1.5～+4.6	5,510	+2.5～+5.6			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
																																										堤防	-	340	+4.6	340	+4.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																								
																																										4/6～5/6														31	野付	野付地先	水管理・国土保全局							②-11																																																					堤防	◎	-	-	1,800	+2.0 (+4.0)			別海町の一部	道立自然公園	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。								
																																																																																																																							36	走古丹	走古丹地先	水管理・国土保全局	②-12	護岸					○	400	+3.4～+3.9	400	+4.0～+5.5 (+5.5)	道立自然公園	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
																																																																																																																												離岸堤					◎	-	-	8,400	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
																																																												消波堤	◎	-	-	8,400	+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												消波堤	○	3,410	+1.3～+3.8	3,410	+2.3～+4.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												突堤	○	35基290	+0.2～+3.0	35基290	+1.2～+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																						
																																																												4/6～5/6														36	走古丹	走古丹地先	水管理・国土保全局	②-13	堤防	◎	-	-		2,000						+4.0～+5.5 (+5.5)																																		別海町の一部					道立自然公園	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
																																																																															36	走古丹漁港	走古丹地先	水産庁		②-23						護岸																																								-	340	+2.0	340		+2.0	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
																																																																																										護岸																																								◎	-	-	565		+4.0 (+5.5)		住宅地
																																																																																			護岸		○	135	+2.5	135	+3.5～+5.5 (+5.5)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																														

野付風蓮ゾーン(羅臼町・標津町界～トフケナイ岬)

図面番号	課題		現状の問題点		海岸保全の方向・施策		海岸保全施設の整備に関する事項											受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法						
	大項目	小項目					区域						種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)									
							市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	地域	状況			
番号	事項																									
2/6	防 護	③	砂浜の保全	●海岸侵食 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●緊急性を要する地域については、早急に海岸保全施設の整備を行う。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	別海町	33	床丹	床丹地先	水管理・国土保全局	③-1	離岸堤	◎	-	-	1,700	+2.0	標準町の一部	住宅地	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												突堤	◎	-	-	1,700	+4.0			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												護岸	◎	-	-	1,700	+4.0 (+4.0)			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												潜堤	◎	-	-	1,700	-1.0			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												養浜	◎	-	-	1,700	+1.0			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												29	標準漁港	標準地先	水産庁	②-15	潜堤			◎	-	-	550	-1.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
																	護岸			◎	-	-	550	+4.0 (+4.0)		現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
																	突堤			◎	-	-	550	+4.0		現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
												29	標準漁港	標準地先	水産庁	②-14	護岸			-	1,746	+4.7～+5.0	1,746	+4.7～+5.0	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
																	潜堤			-	450	+3.4～+3.5	450	+3.4～+3.5	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
																	突堤			-	7基1280	+3.1～+5.9	7基1280	+3.1～+5.9	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
												離岸堤	-	1基374	+5.1	1基374	+5.1			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
4/6	防 護	③	砂浜の保全	●海岸侵食 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●緊急性を要する地域については、早急に海岸保全施設の整備を行う。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	別海町	33	床丹	床丹地先	水管理・国土保全局	③-1	離岸堤	◎	-	-	3,300	+2.0	別海町の一部	住宅地	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												消波堤	◎	-	-	3,300	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												突堤	◎	-	-	3,300	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												護岸	◎	-	-	3,300	+3.0～+5.5 (+5.5)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
												33	床丹	バラサンコ地先	農振局	③-2	離岸堤			-	15基1,106	+3.0	15基1,106	+3.0	農用地・住宅地	現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
																	突堤			-	20基	-	20基	-		現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
																	消波堤			-	1,776	+3.6	1,776	+3.6		現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
												護岸	◎	-	-	1,776	+4.0～ (+5.7)			現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。						
												34	東別海	本別海地先	農振局	③-3	離岸堤			-	25基2,093	+3.0	25基2,093	+3.0	農用地・住宅地	現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
																	突堤			-	44基	-	44基	-		現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
																	護岸			○	3,115	+3.4	3,115	+4.4～ (+5.7)		現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												樋門	-	11カ所	-	11カ所	-			現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。						
根室市	42	東梅	東梅地先	水管理・国土保全局	③-4	護岸	◎	-	-	710	+4.2～+4.6 (+4.6)	根室市の一部	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。												
						護岸	○	490	+2.5～+3.9	490	+3.5～+4.9 (+4.6)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。												
						消波堤	-	50	+2.4	50	+2.4			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。												
						消波堤	◎	-	-	4,000	+2.8			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。												
37	春国岱	春国岱地先	水管理・国土保全局	③-5	消波堤	◎	-	-	4,280	+2.2～+2.7	4,280	+2.2～+2.8	道立自然公園	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。												
消波堤	-	4,280	+2.2～+2.7	4,280	+2.2～+2.8																					
1/6～6/6	環 境	④	防災ソフト対策の充実	●津波被害が懸念されている。	●地域や関係機関と連携してソフト面の充実を図る。	ゾーン全域																				
⑤	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●藻場、干潟の減少が懸念されている。	●現存する藻場、干潟に配慮する。 ●貴重な動植物及び海浜植生等の生息・生育環境に配慮する。	A B																						
⑥	海岸景観の保全	●海岸景観の悪化が懸念されている。	●野付風運道立自然公園における景観に配慮する。	C																						
⑦	海岸共生意識の啓発・活動の支援	●ゴミによる景観悪化や動植物の生態系への悪影響が懸念されている。	●地域と連携して海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸安護活動、環境教育活動を支援する。	ゾーン全域																						
⑧	歴史・文化の保存継承への配慮	●海岸の歴史の保存継承が懸念されている。	●海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する。	D																						
利用	⑨	多様化する利用の調整	●遊漁船と漁業者のトラブルなど海岸利用者間のトラブルの発生が懸念されている。	●地域と連携してモラルの向上を図るための啓発活動を行う。	ゾーン全域																					
⑩	海岸利用サービスの充実の充実	●海岸へのアクセスが困難	●地域と連携して利便施設を整備し、利便性、快適性の向上を図る。	E																						



野付風蓮ゾーン 図面番号 1/6



野付風蓮ゾーン 図面番号 2/6

